

2012年1月18日

関東運輸局長
神谷 俊広様

ハイヤー・タクシーの完全禁煙をめざす会
代表 渡辺文学
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4
九段セントラルビル 203
TEL:03-3222-6781
FAX:03-3222-6780

「標準運送約款」変更のお願い

このほど、個人タクシー事業者の安井幸一氏が「運送約款」の変更を求めて貴職に要望書を提出いたしました。当団体もこの申請につきまして、全てのタクシー運転者と利用者の安全と健康を守る観点からぜひとも認めて下さるよう強く要請致します。

現在、タクシー運転者は、運送約款の定めに基づいて運行しておりますが、現在の運送約款では「車内禁煙」の趣旨が必ずしも徹底されておらず、運転者が拒絶しなければ利用客は喫煙ができる趣旨の文言となっています。

このため、ヘビースモーカーの利用客や酒に酔った喫煙客などから運転者に対して、頻繁に喫煙を容認するよう強要・脅迫されることもあるやに聞いており、禁煙を徹底することができない状況も生じているようです。

このような場合、運送約款では、運送の継続を拒絶できることにはなっておりますが、例えば高速道路や人里離れたところなどの場合は、利用客の安全上の問題からその場で下車させることができないとのことです。従いまして運送約款は、運転者の意思にかかわらず「車内完全禁煙」とする旨を明確に定めておく必要があるのではないのでしょうか。

また、たとえ短時間でも喫煙されると、タバコの悪臭は執拗に車内に残ります。そのため、禁煙タクシーを利用するお客様のためにも、営業を中止して車内の悪臭を除去する措置を講じなければならないケースも出て参ります。これには、相当の時間を必要とし、それによる営業損失も生じます。

また、受動喫煙による健康被害およびタバコの悪臭による不快を強いられる運転者に対しても、適切な対策を講ずる必要があります。さらに、喫煙を理由に運送継続を拒絶した場合、運送料金の支払いを拒否する利用客もおり、それまでに生じた運賃を支払わなければならないことを明確にしておく必要があります。

現行の運送約款には、以上のような問題点があり、安井氏の申し入れには十分な根拠があると存じますので、当会からも強く要請させて頂きたいと存じます。